

令和3年6月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和3年6月総会

萩市農業委員会総会議事録

6月15日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第41号 空き家に附属する農地の指定について
議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第44号 令和2年度の活動の点検・評価(案)及び令和3年度目標とその達成に向けた活動計画(案)について
議案第45号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について
議案第46号 登記官からの農地の転用事実に関する照会書に対する調査結果について
議案第47号 現況確認書の交付について

○出席委員(17名)

1番	金子哲也	2番	烏田茂夫
3番	大石博則	4番	松田由美子
欠席	品川民雄	6番	田村廣
7番	守永正範	8番	藤田芳昭
9番	岡崎弘明	10番	原川久美子
11番	矢次利典	12番	横山喜一郎
13番	長富繁美	14番	原田知美
15番	中野恵子	欠席	鈴川肇
17番	草野隆司	18番	尾木武夫
19番	片岡兼雄		

○議事録署名委員

4番 松田由美子

14番 原田知美

○議事

事務局長 ただいまから、令和3年6月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、4番 松田委員、14番 原田委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第40号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

6月1日、●●●会長、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約3km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積669㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は11,248㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、ここに国道●●●が通っておりまして、このあたりが、●●●の会場になるスペースになっております。その近く、こちらに申請者の●●●さんのご自宅がございまして、申請地が前のこちらになります。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは市外にお住まいで、遠隔地のため管理が難しく、譲受人の●●●さんは、以前から●●●

さんより、申請地の保全管理を依頼されて代行されていて、●●●さんから譲り渡したいとの申し出があったためそれを了承され、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は46年です。年間農作業従事日数は、ご本人が240日、奥様が200日となっております。

次に営農計画ですが、申請地は果樹園として柑橘等の栽培をされるご予定とのことです。

農機具の保有状況ですが、管理機1台、自走式草刈り機1台、草刈り機2台、田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、軽トラック1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第10番 それでは説明をいたします。ただいま事務局より説明がありましたとおりでございますけれども、6月1日に、事務局より2名、●●●会長さん、そして推進委員の●●●さん、そして申請者の●●●さんも立ち会われ、6名で現地の確認をしております。国道●●●から、地図で見ると平地のようになっておりますけれども、●●●というところだけにちょっと上り坂になっておまして、けっこう坂がきつい感じになっており、位置的には●●●という場所になります。今まで保全管理を長いことしてこられました、贈与ということで、これからは自分の土地として、管理をして行かれると思えますし、今柑橘を植えようか、何を植えようか考えておられるところです。今何を植えられても、植えられるような状態にはなっておりますけれども、鳥獣被害がけっこうあって、その対策も考えないといけないと話しておられました。自宅から道路を隔てて、すぐの反対にある土地で、いつも見えるところにある土地です。充分管理していただけると考えております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ちょっと補足といいますか、この●●●さんという方は、わたしの家のすぐ隣の方なのですが、男の兄弟が3人いますが、皆都会に出ておまして、親が亡くなられて、もうこちらには誰もおらないということで、農地、あるいは山林ですね、宅地、家ももう解いていて、宅地等、なんとか処分したいということで、今はお金を出してまでいないということで、贈与というかたちで、なんとか処分して身軽になりたいというような状況です。こういったことが他のところでもいろいろありましたけれど、こういった形態が増えているのではないかと思います。ちょっと余談でございましたが。

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第2項について説明いたします。議案は、2ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

6月2日に、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約2.1km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積145㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は3,157㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、先月議題にあがった●●●の宅地への転用事案のすぐそばになります。前回、転用の案件が出たのが、このあたりになっておまして、今回の申請地がこちらになります。こちらに県道●●●が通っておりまして、もう少し下側に行くと●●●や、●●●、●●●があります。こちらに●●●さんがありまして、申請者の●●●さんのご自宅がこちらにあります。この辺りに、●●●さんの所有の畑がありまして、そのとなりに申請地がございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは遠隔地のため農地の管理が難しく、譲受人の●●●さんは申請地の隣に畑を所有され果樹を

栽培されており、規模拡大を考えられていたところに、譲り渡したいとの申し出があったためそれを了承され、双方連名により本申請に至ったものです。譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は20年です。年間農作業従事日数は、ご本人が60日となっております。

次に営農計画ですが、申請地には柚を植えられるとのことでした。

農機具の保有状況ですが、耕運機1台、噴霧機3台、草刈り機3台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第2番 この案件につきましては、さきほど事務局より説明があったとおりでございます。●●●さんは●●●に住んでおられまして、この畑を維持管理するのが大変難しく、●●●さんに贈与というかたちになりました。この畑には15年生くらいの柚が4本くらい植えてあり、さきほど説明がありましたように、●●●さん自身も柚を栽培されておられますので、規模拡大のために何ら問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 意見がないようですので、それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第41号「空き家に附属する農地の指定について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第41号第1項について説明いたします。議案は4ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

まず、議案につきましては、空き家に付随する農地の別段面積1アールに係る案件で、萩市空き家に付随する農地の別段面積基準に基づき指定を行うものです。

通常、耕作面積が30アールに満たなければ萩市の農地を取得することはできませんが、空き家バンクに空き家とともに登録されている農地は、農業委員会の指定を受けることで、耕作面積が1アール以上あれば取得できるようになります。

6月1日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約750m、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積221㎡です。

申請地の場所ですが、こちらの方にJAのカントリーエレベーターがありまして、こちらに選果場がございます。こちらが県道●●●で、こちらが申請に係る空き家になっておりまして、申請地は空き家の隣接です。申請者の●●●さんは、空き家を譲り渡されていまして、空き家を購入された●●●さんが、昨年こちらに引越しをされて住まれています。

申請人はさきほど申しましたように、●●●の●●●さんです。申請地については、空き家を購入された●●●さんが取得して、家庭菜園として野菜の露地栽培等を行う予定です。

空き家バンクに登録されていたことの確認書が添付されており、適用条件を満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当の委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 4 番 この件につきましては、事務局から説明があったとおりです。家のすぐ後ろ側というかたちになるのですが、すぐにはちょっと菜園も出来ないかなという、ちょっと手入れをしないと出来ないような感じでした。いずれは、農地の取得をしたいという意欲もみせておられました。ご審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第 1 項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第 1 項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 4 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、第 1 項の説明をお願いします。

事務局 それでは事務局より、議案第 4 2 号第 1 項についてご説明します。議案は 6 ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

6 月 2 日に、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北へ 2.7 km に位置し、●●●農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内農地にある公共投資の対象となっていない農地で、除外後は、第 2 種農地となります。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積は 1,045 m²です。

申請者は、●●●の●●●さんで、転用目的は、こちらの申請地は、●●●と雑種地に囲まれ営農条件が非常に悪くて、耕作が困難で休耕状態にあるため、申請者の●●●さんが、アカマツ 50 本を植林して管理しようというものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側は雑種地、北側、東側、南側は申請者の畑に接しております問題ございません。

(スクリーンに配置図を表示)

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透し、汚水の発生はなく適当です。

被害防除計画は、造成や整地は行わず、土砂の流出のおそれはなく適当でございます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 2 番 この案件につきましては、さきほどの事務局の説明のとおりでございます。●●●の●●●に沿って川向うに田んぼがありますけれども、この田んぼには有害鳥獣で、猿・猪等が出て、どうにもならないようなところでございます。そこに松を50本植えて、今後出荷される予定でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。それでは第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 続きまして、第2項についてご説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

6月3日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ2.3kmに位置し、●●●地域農業振興地域内にある公共投資の対象となっていない第2種農地です。地番は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積は137㎡です。

所有者は、●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、現在、●●●は駐車場が無く、集会等があるときは全面的に県道沿いに全員の車を駐車させる状況にありましたが、このたび転用者の●●●さんが地区の皆さんに無償で使用してもらうため、駐車場5台分を整備するものでございます。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は集会所の宅地、西側と南側は道路、東側は田に接しておりますが、こちらの田につきましては、所有者の●●●さんと●●●さんから隣接農地承諾書が提出されておりますので適当でございます。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、こちらの配置図のとおり、駐車場5台分を整備します。

用排水計画は、雨水は自然流下で地下浸透、汚水の排水はなく適当でございます。

被害防除計画ですが、造成は行わず、整地のみ行うもので、土砂等の流出の恐れはなく適当でございます。

その他、駐車場の利用については、●●●さんと●●●との使用貸借契約を行う予定となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第14番 今、事務局から説明があったとおりでございます。わたしどもも念願叶った格好になったのですが、本人が野菜を作るのが大儀になったということで、前は一生懸命野菜を作っておったのですが、若い者の代になって野菜を作るのも大儀だし、草を刈るのもやれんということで、この度、駐車場として貸してもいいよと言っていたいただきまして、合意の運びとなりました。ご審議のほど、よろしく願いいいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。それでは第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第43号第1項についてご説明します。議案は8ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

6月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北北東1kmに位置し、商業地域内にある公共投資の対象となっていない第3種農地です。地番は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積は343㎡外1筆、合計面積481㎡です。申請地と宅地及び進入路部分の一体利用地を含めたこちらの合計面積は1,404.2㎡になります。

転用者は、●●●の●●●さん、所有者は、●●●の●●●さんと●●●の●●●さんの2名で、持ち分はそれぞれ2分の1でござ

います。

転用目的ですが、現在、病院及び老人保健施設を経営する●●●さんが、近年サービス付き高齢者住宅の要望が多くなっていることから、●●●さんの農地を買い受け、従来の病院との連絡が取りやすく、出入りが便利な申請地にサービス付き高齢者住宅1棟(13部屋)、それと来客用駐車場(5台分)を整備するものであり適当でございます。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、こちらの図面で道の上が空白になっておりますが、こちら、●●●と●●●の境のため空白に見えますが、実際はくっついておりまして、北側は一体利用地である宅地及び侵入路になります公衆用道路、東側と西側は宅地で、南側は畑に接しておりますが、隣接農地の所有者の●●●さんから、隣接農地承諾書が提出されているため適当でございます。

(スクリーンに配置図を表示)

続きまして、こちらの配置図のとおり、コの字型の木造かわらぶき平屋建てのサービス付き高齢者住宅、建築面積539.14㎡及び来客用駐車場(5台分)となります。

進入路は、こちら北側の市道から、一体利用地である宅地分譲地の公衆用道路から入るかたちとなります。

こちらの、平面図では、合計13部屋入所できるようになっており、こちらが来客用駐車場となります。

用排水計画は、雨水は敷地内にためますを設置し、道路側溝に放流させ、汚水は公共下水道に接続するため適当でございます。

被害防除計画ですが、造成は畑を1m埋め立て、高さ90cmのコンクリート擁壁を設置し整地を行い、土砂等の流出の恐れは無く適当でございます。以上、説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当の委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 9 番 この件につきまして、6月2日、事務局2名、そして●●●委員と●●●推進委員とわたしの5名と、業者1名で現地確認をいたしました。内容につきましては今、事務局からの説明のとおりでございます。これが以前、黄色い部分ですね。5条の転用がかかって造成が充分きれいに出来ているところの奥側につながった、緑の部分でございます。宅地造成です。これもやはり、奥の農地については、きちんとした入口がなかったのですが、開発によりこういう利用が出来るようになったということで、農地も生かされてくるということで、農地が少なくなるのは残念ではございますが、高齢化に向けて要望がどんどん増えていく中で、老人ホーム建設ということを考えれば、仕方がないのではなかろうかという判断をいたしました。そういうことでございますので、内容について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

議 長 第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項についてご説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

6月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ700mに位置し、第1種中高層住居専用地域内にある公共投資の対象となっていない第3種農地です。地番は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積は230㎡です。

転用者は、●●●の●●●さん、所有者は、●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、転用者の●●●さんが●●●さんの農地を買い

受け、自己用住宅1棟を建設するものであり適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は用悪水路と道路、東側と西側はすでに家が建っており宅地、南側は道路に接しているため適当でございます。

(スクリーンに配置図を表示)

続きまして、こちらの配置図のとおり、申請建物は、鉄骨造かわらぶき平屋建て、建築床面積は79.28㎡で500㎡以下であり、建ぺい率は34.6%で、22%以上であり適当でございます。

用排水計画は、住居部分の雨水は敷地内にためますを設置しまして、北側の青い所の排水溝へ放流させ、汚水は合併浄化槽から同じく北側の汚水排水溝へ放流させるため適当でございます。また、合併浄化槽からの汚水の排水については、水利関係者からも支障がない旨の意見書も添付されており適当でございます。

最後に、被害防除計画ですが、造成は行わず、整地のみ行うもので、土砂等の流出の恐れは無く適当です。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第15番 6月2日に事務局の方2名と、●●●委員さん、●●●推進委員さんと現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。周辺は住宅地になっておりまして、まわりも開発が進んでおり、左右の両隣も家が建っております。環境においても障害となるものは何もございませんので、農地転用の許可は妥当なものと思われれます。また、譲受人の●●●さんは現在、●●●の借家にお住まいなのですが、元々●●●地域のご出身だそうです。子供さんが成長するにあたって、手狭になってきたので、ここを買って家を建てられるというご予定のようです。お子さんが地元の学校に通われるということで、この地域の人口が

増えるということは良いことではないかと思えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

議 長 第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

6月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

こちらは、平成30年6月28日付で農地法第5条の一時転用許可を受けました●●●の一時転用期間が令和3年6月27日で3年を迎えるため、再度申請されたものでございます。

申請地は、●●●から南南西に約1km、●●●地域農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内農地でございます。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積370㎡です。こちらの筆は、前回の平成30年申請では1,368㎡でしたが、令和1年8月にこちらのとおり、●●●と●●●に分筆され1,000㎡は●●●の土地になっています。所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●の●●●さんです。

転用目的は、一般国道●●●の道路改良補正工事第5工区を施工するにあたり、現場事務所、資材置場、仮設道路を設置するためのものであり、令和6年5月31日までの3年間の一時転用でございます。事業完了後は、農地を田として原状回復する旨の誓約書が添付されており適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、先ほどの図面になりますが、北側と西側は●●●の土地、南側は公衆用道路、東側は、申請者の●●●さんの田に接しております問題ございません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、こちらの配置図のとおり、資材置場、現場事務所、倉庫、仮設トイレ等を設置します。

用排水計画は、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は、し尿については汲み取りを行い汚水の放流はないため適当でございます。

その他としましては、農用地区域内農地の一時転用であるため、市の農政課の方から農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない旨の意見書が提出されております。

以上で説明は終わります。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 7 番 この件につきましては、6月2日、事務局2名、●●●委員と、●●●推進委員とわたし、それと●●●さんの立会で現地確認を行いました。今事務局が説明したとおり、詳細にわたって言われたんですけど、これは重複すると思いますが、平成30年の6月、議案30号5項で可決された案件でございます。転用等は前回と変わりません。今回も●●●さんが事務所、または資材置場として令和6年5月31日までの使用期間でございます。終わり次第、田として現状復旧するという約束でございます。以上です。審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

議 長 第3項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第44号「令和2年度活動の点検・評価及び令和3年度目標とその達成に向けた活動計画について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第44号、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度目標とその達成に向けた活動計画(案)」についてご説明します。

本議案につきましては、農業委員会の適正な事務実施について、国が定めた項目に基づき、毎年、法令事務等の点検・検証を行うとともに、当該年度の活動計画を定めるものです。

それでは、10ページからご覧ください。座って説明いたします。

10ページは、令和2年度末の農業委員会の状況です。1の「農業の概要」はご覧のとおりで、平成27年の農林業センサス等の数値を用いています。2は、農業委員会の現在の体制で、委員数は19名、任期は令和6年3月7日までとなっております。

つづきまして、11ページでございます。

11ページは、担い手への農地の利用集積・集約化についてです。1の現状ですが、令和元年度末の集積面積は1,723haでした。2の、令和2年度の目標及び実績ですが、集積目標1,890haに対して、実績は1,721ha、達成状況は91.06%となりました。3は目標の達成に向けた活動の計画と実績、4は目標及び活動に対する評価です。

活動に対する評価は、「受け手の掘り起こしを引き続き行っていく。アンケートの集計結果により現状を把握し、人・農地プランの話し合い等によって地域ごとの農地利用や集積について方向性を出していく必要がある」といたしました。

つづきまして、12ページでございます。

12ページは、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進で、1は令和元年度までの新規参入者数等で、ご覧のとおりです。2は令和2年度の目標及び実績ですが、目標4経営体に対して実績は1経営体、達成状況25%となりました。3は目標の達成に向けた活動の計画と実績、4は目標及び活動に対する評価です。

活動に対する評価は、「新規就農者の農地確保が必要な場合は、借受農地の地元調整や農地中間管理事業の活用を行うとともに、新規就農者の経営が安定するよう支援していく必要がある」といたしました。

つづきまして、13ページでございます。

13ページは、遊休農地に関する措置に関する評価で、1は令和元年度末の遊休農地面積で66haとなっておりました。2は令和2年度の目標及び実績で、解消目標6haに対し、実績3ha、達成率50%となっています。3の目標の達成に向けた活動でございますが、農地の利用意向調査は7筆、1.1haについて行いました。4の目標及び活動に対する評価ですが、活動に対する評価は「遊休農地の再生は困難であるが、優良農地の確保を最優先課題として利用状況調査に取り組む必要がある」としております。

つづきまして、14ページでございます。

14ページの違反転用への適正な対応については、令和元年度末の違反転用は0ha、令和2年度の実績も0haとなっています。3の評価については、早期発見には日頃からの巡回が必要であるとしております。

つづきまして、15ページでございます。

15ページは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ですが、1の農地法第3条に基づく許可事務に関しては、1年間の処理件数は33件、2の農地転用に関する事務については、1年間の処理件数は20件となっています。

つづきまして、16ページでございます。

16ページの農地所有適格法人からの報告への対応についてですが、農地法の規定により農地を所有する資格のある法人で農地を所有又は借り受けている法人は、毎年決算状況等を農業委員会に報告する義務があります。萩市内でその数は49法人で、報告があった法人数は48法人です。報告のない法人については今後、提出の督促を行ってまいります。つづいて、4の情報の提供等でございます。「賃借料情報の調査・提供」については、賃貸借の件数が824件で、令和2年8月総会で承認いただいた賃借料情報を、ホームページに掲載しています。「農地の権利移動等の状況把握」については、年度末に農地の権利移動や賃借等について取りまとめ、件数は3,988件となっています。「農地台帳の整備」については、整備対象農地面積は5,720haで、権利移動等が発生した場合は随時農家台帳を更新しています。

つづきまして、17ページでございます。

17ページは、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容ですが、ホームページ等で意見募集を行ったところ、農地利用最適化等に関する事務について、ご覧のようなご意見があり、対処内容は記載のとおりといたしました。

VIIIは、事務の実施状況の公表等については、議事録及びこの活動

計画と点検・評価をホームページで公表しております。

つづきまして、18ページでございます。

18ページ、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)です。

農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)はご覧のとおりとなっております。

つづきまして、19ページでございます。

19ページ、担い手への農地の利用集積・集約化について、1の現状で令和3年4月現在の集積面積は1,721haで集積率39.8%、これに対して2の令和3年度の目標は、集積面積1,921haとしております。目標設定の考え方として、農業委員会で定めた「最適化の推進に関する指針」において、農地利用集積率55%の目標がございますので、これに近づけるためかなりハードルの高い数値となっております。現状維持が困難な状況ではありますが、認定農業者・新規就農者等担い手を増やして、何とかこの目標に近づけたいと考えます。

次の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、2の参入目標数は3経営体、3haとしております。新規就農については様々な施策が実施されていますので、農地集積と合わせて市農政課と連携して活動を行っていきたく考えます。

つづきまして、20ページでございます。

20ページの遊休農地に関する措置については、1の現状で令和3年4月現在の遊休農地面積は63haで割合が1.4%、これに対して2の令和3年度の目標解消面積は6haといたしました。農業従事者の高齢化と後継者不足・有害鳥獣被害などで遊休農地の増加が見込まれますが、優良農地の確保を最優先に取り組んでいきたいと考えます。

Vの違反転用への適正な対応は、記載のとおりとなっております。

以上でございますが、本議案が承認されましたら、萩市のホームページに掲載し公表することとなります。

以上で説明を終わります。

議長 多岐にわたっての集積等の、結果の報告でございますが、説明が終わりましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

第1番 (挙手)

議長 はい。●●●委員

第 1 番

特に問題ということでもないのですが、もうじき農地パトロール等も始まってこようかと思えます。その中でここに書いてあるように、巡回を行いながら、早期発見に、耕作放棄地がないか、違反転用がないか、それを調べるというようなかたちで行われると思うのですが、事務局、あるいは会長さんもお存知のように●●●地区においては、耕作放棄地が増える一方で、受け手が全くいない。ということで、農地パトロールを行ってもですね、耕作放棄地を探して歩くだけで終わってしまう。というような状況があります。一番身近で問題になっているのは、●●●地区の●●●から●●●にかけて、いわゆる8・9haくらいあるのではないかと思います。そこでまた、今年1名、田んぼを作るのをやめられた方がおるという中で、実際作っているのは、10名もいるかいないかというような状況の中で、根本的なことを見つめなおしていかないと、農地パトロールだけでは解決できないという状況に、あの地域はあるだろうと思えます。優良農地を確保するということがありますので、何らかの手を打ってあの地区を優良農地化していきたいというふうな思いがずっとあるわけですね。それによってただ、農地パトロールするだけではなくして、県あるいは、市の農政、それとJA、このあたりで一回現地を見ていただいて、それに対してどういう対応をすれば、優良農地になるかというようなことを、検討できる場を持っていただけたら、いいかなというふうに思っております。以上です。

議 長

ありがとうございました。今、●●●委員が言われたことは、私もほんとに同感でございます。それで、もっと未対応なのが、●●●の●●●地区、ここは約8haあります。これまで耕作しておられた●●●の法人が、手間がかかってやれんということで、耕作をやめられました。今それをどうしようかということで、農政と地元の方との協議を続けているところです。その中で唯一、これならというのは基盤整備です。ここは基盤整備されておられません。約100枚田んぼがあるそうですが、それを管理するのに大変だということで、法人がやめられた経緯がございます。●●●委員が言われたこの●●●地区ですが、昨年の農地パトロールの時に、今のような話を●●●委員といたしました。これを守るには基盤整備しかないだろうかと●●●委員も言うておられました。そういうことも含めて今年、是非、検討を重ねていって実のあるものにしていきたいという思いがございますので、これからみなさまのご協力、また事務局、あるいは農政、あるいは県の農村整備課等の協議を進められ

ればと考えておりますので、そのときにはご協力のほどよろしくお
願いします。

議 長 ●●●委員、よろしいですか。

第 1 番 はい。いいです。

議 長 ほかにございませんか。ないようですので採決いたします。議案
第 4 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手
をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 4 4 号は原案のとおり決定いたしまし
た。

(報告事案-1)

議 長 議案第 4 5 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付
について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第 4 5 号第 1 項についてご説明いたします。議案
は 2 2 ページになります。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基
づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依
頼がありましたので報告します。

第 1 項から第 9 項はすべて、携帯無線基地局の設置でございます
ので、一括して説明いたします。

第 1 項、●●●、登記・現況地目は田、面積 1, 3 0 1 m²の内 1
5 m²、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●、●●●さ
んです。

第 2 項、●●●、登記・現況地目は畑、面積 3 8 9 m²の内 6 m²、
所有者は●●●の●●●さんで、転用者は同じく●●●さんです。

第 3 項、●●●、登記・現況地目は田、面積 5 8 4 m²の内 1 5 m²、
所有者は●●●の●●●さんで、転用者は同じく●●●さんです。

第 4 項、●●●、登記・現況地目は畑、面積 1, 0 3 3 m²の内 9
m²、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は同じく●●●さん
です。

第5項、●●●、登記・現況地目は田、面積554㎡の内4㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は同じく●●●さんです。

つづいて、第6項、●●●、登記・現況地目は田、面積1,192㎡の内1,96㎡、所有者は●●●の●●●さん外1名で、こちらの転用者は●●●の●●●さんです。

第7項、●●●、登記・現況地目は田、面積1,344㎡の内6㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●さんです。

第8項、●●●、登記・現況地目は田、面積1,147㎡の内4㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は同じく●●●さんです。

第9項、●●●、登記・現況地目は畑、面積96㎡の内1,96㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●さんです。

以上、第1項から第9項につきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し農地転用許可を要しないとともに、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しております。

最後に、第10項、●●●、こちらですが、登記・現況地目は田、面積703㎡の内133.37㎡です。転用者は●●●の●●●さんで、転用目的は駐車場と農家住宅敷地拡張でございます。

当該地につきましては、農業振興区域内の農用地区域ですが、北側と南側が宅地、東側は道路、西側は宅地と保安林に隣接しており、一団の農用地の縁辺部に位置しております。ということで、農用地区域から除外しても農業振興上の支障は少ないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

こちらの第10項につきましては、今後の手続きとしましては、県から農用地除外について異議なし回答が下りましたら、通常の農地転用と同様に農地法4条の申請書が提出され、農業委員会総会での審議となります。以上、説明を終わります

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。
これは●●●がかなりの数が出ておりますが、これはやっぱりエリアを広げようということですか。

事務局 農政課からの農業振興地域整備計画の変更の意見書の交付の申請の時期が重なったため、まとめて色々な事業局から出てきたということでございます。

今どんどん携帯事業局から、申請が出てきているということでは

ございません。

●●●さんと●●●さんくらいしか最近は出ていないです。

議 長 エリアを広げていこうということですね。競争が激しくなって、利用者にとっては良くなってということではないかと思えます。

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案66号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第46号「登記官からの転用事実に関する照会書に対する調査結果について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第46号「登記官からの転用事実に関する照会書に対する調査結果について」を説明いたします。議案は26ページです。

登記官からの農地の転用事実に関する照会につきましては、登記地目が農地である土地の、農地以外の地目への地目変更登記申請があった時に、農地に該当しない旨の農業委員会の証明書か、転用許可があったことを証する書面が添付されていない場合に、転用許可の有無や農地の現況、農地転用に関する事実について、登記官から照会があるものでございます。

この処理につきましては、2週間以内に回答するという事で、国から通知が出ておりました、事務局長専決事項として調査結果を回答しましたので、ご報告するものです。

本件につきましては、令和3年6月1日付けで、山口地方法務局萩支局登記官から農地の転用事実に関する照会があったものです。

(スクリーンに位置図を表示)

対象となる土地は、こちらの図面のとおり、●●●、こちらの緑のところになりますが、登記地目は畑、面積954㎡で、土地所有者及び申請者は●●●の●●●でございます。

法務局からの照会内容は、令和2年8月28日付で農地法第5条の転用許可を行った宅地分譲の転用計画に、水道用地が含まれているかについての照会がございました。

6月7日に、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局とで、当時の申請書類及び現地を確認したところ、転用計画に水道用地も

含まれており、現地にはこちらの黄色で着色したとおり、計画どおり水道管が敷設されていたことを確認しましたので、こちらの調査結果を登記官へ回答したものです。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第46号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第47号「現況確認書の交付について」を議題に供します。第1項から第5項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第47号「現況確認書の交付について」の第1項について説明いたします。議案は28ページでございます。

(スクリーンに位置図を表示)

6月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ1.1kmに位置する●●●、登記・地目は畑、面積601㎡、外1筆、合計面積は637㎡です。申請人は、●●●の共有者代表の●●●さんです。

申立てによりますと、申請地は昭和当初より隣接する宅地と共に宅地として一体的に利用され、一部は駐車場としても利用され現在に至ります。

本調査によると、申請地には木造瓦葺きの門及び木造トタン葺きの倉庫が建っており、また、一部は駐車場としても使用され、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものでございます。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第2項について説明いたします。

6月1日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ1.2 kmに位置する●●●、登記地目は畑、面積160 m²です。申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は管理が困難になったため耕作しておらず雑木等が繁茂し農地としての現況を留めていない状態にあります。

本調査によると、申請地には雑木や雑草が生い茂り、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものでございます。

(スクリーンに位置図を表示)

それでは、第3項について説明いたします。

6月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ2.4 kmに位置する●●●、登記地目は畑、面積449 m²です。申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は長期間耕作が放棄され立木が繁茂し山林化しているということです。

また、本申請地を含む一体は、土砂流出の恐れがあることから、県の方で治山事業施工が予定されており、周囲を保安林に指定する必要があるとのことでした。

本調査によると、申請地には雑木が生い茂りすでに山林化しており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものでございます。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第4項を説明いたします。

6月2日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北北西へ2.2 kmに位置する●●●、登記地目は畑、面積518 m²です。申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は昭和52年頃から農家住宅及び納屋として利用され現在に至ります。

本調査によると、申請地には木造瓦葺き2階建ての農家住宅と木造トタン葺きの納屋が建っておりまして、すでに農地としての現況を留めていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

最後に、第5項を説明いたします。資料は29ページになります。

5月31日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ550mに位置する、●●●、登記・地目は畑、面積56㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は当初、隣接する宅地の庭や菜園畑として利用されていましたが、現在は、耕作放棄地として灌木や雑木が生い茂り、農地として利用できない状態にあるということです。

本調査によると、申請地には灌木や雑木が生い茂り、一部は住宅敷地の一部としても利用され、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第47号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和3年6月15日

萩市農業委員会会長 片岡 兼雄

委員 松田由美子

委員 原田知美